

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

公認会計士企業年金基金は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、加入者及び受給権者（以下「加入者等」という。）の最善の利益を勘案し、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用とされているアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、これを全て受け入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

年金資産の運用にあたり、法令等の定めによる「年金資産の運用に関する基本方針」等に基づき、加入者等の利益のため、運用目的、運用目標及び運用方針等を定め長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行っています。また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化に適切に対応するため定期的に検証し見直しを行っています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて 専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこでアセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

原則1の運用目標及び運用方針に照らして必要となる人材確保・育成などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するように取り組んでいます。

また、総幹事や運用コンサルタントの外部知見を積極的に活用し、年金資産運用にかかわる事項を審議するための「資産運用委員会」の審議の充実に引き続き取り組みます。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

運用目標等を安定的に達成するため、「年金資産の運用に関する基本方針」等に基づき、加入者等の利益の観点から最適な運用委託先の選定、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理を行うとともに、定期的な見直しを行っています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

確定給付企業年金の重要なステークホルダーを受益者である加入者等と考え、加入者等向けの機関紙を定期的に発行するとともに、基金ホームページにおいて年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等について情報提供、開示を行っています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

2019年4月に日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、各原則への対応方針について表明するとともに、基金ホームページに「スチュワードシップ責任を果たすための方針※」を公表しています。

また、企業年金連合会に設置された「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に協会員として参加し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングの充実を図っています。

※ <https://cpa-kikin.or.jp/stewardship.html>

以上